

トライアル雇用助成金

新型コロナウイルス感染症対応 (短時間) トライアルコース

拡充されました!

トライアル雇用助成金(新型コロナウイルス感染症対応(短時間)トライアルコース)は、適性や能力を見極めてから無期雇用へ移行することを目的に、就労経験のない職業に就くことを希望する離職者を、一定期間(原則3か月)試用雇用する事業主に対して支給する助成金です。
令和4年4月1日以降にハローワーク等から紹介を受けてこの助成金の対象となる事業主が、これまでに雇用調整助成金を受給していない場合等に、**支給額を増額**します。

助成額

	新型コロナウイルス感染症対応 トライアルコース※1	新型コロナウイルス感染症対応 短時間トライアルコース※2
増額となる場合の支給額(月額) (通常の場合の支給額 + 増額分)	最大5万円	最大3.12万円
通常の場合の支給額(月額)	最大4万円	最大2.5万円

※1 求職者が<常用雇用>(一週間の所定労働時間が30時間以上の無期雇用)を希望する場合。

※2 求職者が<常用雇用(短時間労働)>(一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の無期雇用)を希望する場合。

増額の場合も、通常の場合も、支給期間は最大で3か月です。求職者が希望する労働時間の長さで支給額が異なります。

支給金額(増額)の条件

以下の2つの要件を、いずれも満たす必要があります。

- 令和4年1月24日以降、雇用調整助成金を受給していないこと。
休業で、従業員が休業支援金を受給した場合も増額の対象外となります。
- 令和4年1月24日以降、従業員を解雇等していないこと
事業主都合による解雇の他、退職勧奨を行った場合も増額の対象外となります

トライアル雇用の仕組み

